

EUサステナビリティ動向

欧州委員会がCSRDの導入に関するFAQを公表

重要ポイント

- 欧州委員会が発表したCSRD FAQは、バリューチェーンの範囲や報告などのトピックを明確にし、サステナビリティ報告の保証に関する追加的な情報を提供しています。CSRDのFAQは草案の段階であり、最終的な採択までに変更される可能性があります。欧州委員会は、CSRD FAQの最終的な確定時期を明示していません。
- CSRDに関する90のFAQは、CSRDの対象となる企業だけでなく、その保証業務提供者にも関連するものです。
- CSRDのFAQはその導入を促進するものですが、公式な法的解釈を提供するものではありません。

背景

欧州委員会(*1)は2024年8月7日、EU指令2022/2464 (CSRD) (*2)に関連するEU企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の導入に関するよくある質問(CSRD FAQ (*3))を公表しました。これは、CSRDの適用範囲に含まれる企業(会社)に対するEUサステナブル・ファイナンスの枠組みの適用を支援するための、欧州委員会の継続的な取り組みの一環です。

CSRD FAQは解釈上のガイダンスとしての役割を果たしますが、公式な法的解釈を提供するものではありません(法的解釈はEU司法裁判所を通じてのみ可能です)。CSRD FAQは「草案」であるため、最終的に採択される前に変更される可能性があります。利用者が「草案」であることを留意さえすれば、このFAQはESRSの導入に際して、有用なガイダンスになるでしょう。欧州委員会は、CSRD FAQの最終的な確定時期について明示していません。

CSRD FAQには、CSRDが義務付ける新しいサステナビリティ報告義務の概要が含まれており、報告義務の適用範囲と適用時期の概要をフローチャートで説明しています。その後に、FAQが90項目にわたって掲載されており、適用範囲や適用時期(第三国企業に対する要件を含む)、免除規定、バリューチェーンに関する報告、タクソノミー規則第8条の開示、言語要件、デジタル化(フォーマットとタグ付け)、公表と監督、サステナビリティ報告の保証、CSRDとSFDR(サステナブル・ファイナンス開示規則)の相互関係といったトピックに関する説明がなされています。

しかしながら、CSRD FAQに加え、CSRDを移管した各EU加盟国の国内法を参照し、そこに上乗せされたいわゆる「金メッキ(EU指令を国内法へ移管する際に拡張された内容)」やその国特有の法規則を検討する必要があることには留意しなければなりません。EU加盟国が公式に発表している移管状況や対応策については、リンク先(*4)をご覧ください。

CSRD FAQの主要なポイントは次ページにまとめられています。本書では、多様な利害関係者や利益団体とのやりとりの中で、一般的に指摘されている特定のFAQに焦点を当てています。

会計指令（Directive 2013/34/EU）第19a条/第29a条および第40a条に基づき報告すべきサステナビリティ情報に関するFAQ

適用範囲と適用時期

単体レベル(会計指令 第19a条)では、EUの規制市場で取引が認められている譲渡可能証券を発行していない中小企業には、サステナビリティ情報の報告義務はありません。しかし、中小企業が大規模グループの親会社である場合は、連結レベルでサステナビリティ情報を報告しなければなりません(会計指令 第29a条)。第29a条は、親会社の規模に関係なく適用されます(FAQ 4)。

信用機関や保険会社(協同組合や相互事業を含む)は、EUの規制市場で取引が認められている譲渡可能証券を発行する大規模企業または中小企業(零細企業を除く)であれば、その法的形態にかかわらず、会計指令 第19a条の適用範囲に含まれます。また、大規模グループの親会社であれば、会計指令 第29a条の適用範囲に含まれます。EU加盟国は、特定の信用機関¹に対し、サステナビリティ要件の全部または一部を適用しないことを選択できることに留意する必要があります。したがって、EU加盟国の国内法も参照する必要があります(FAQ 5)。

保険会社および信用機関以外の金融機関は、会計指令 第19a条および第29a条の適用範囲に含まれ、以下の両方の基準を満たす場合、サステナビリティ情報を報告しなければならない：

- ・ 会計指令の附属書 I または II に記載されている種類の事業として設立された企業である。
- ・ EUの規制市場で取引が認められている譲渡可能証券を発行する大規模企業または中小企業(零細企業を除く)(会計指令 第19a条)および／または大規模グループの親会社(会計指令 第29a条)(FAQ6)である。

小規模かつ複雑でない機関(SNCI)

- ・ 現在、非財務情報開示指令(NFRD)に基づき非財務情報の開示が義務付けられているSNCIは、CSRDの制度が適用されるようになるまで(2026会計年度からはESRSあるいはLSME ESRS)、NFRDの規定に従って非財務情報の開示を継続する義務があります(FAQ7)。
- ・ 大規模グループの親会社である企業は、その規模にかかわらず、SNCIを含め、ESRSに従って会計指令 第29a条に基づく連結サステナビリティ報告書を公表する義務があり、会計指令 第19a条(6)の適用除外の恩恵を受けることはできません。LSME ESRSの使用は、特定の企業に対してのみ認められています(会計指令 第19a条(6)) (FAQ8)。
- ・ SNCIが大規模なグループの親会社であり、親会社が、その子会社の重要性が低いと判断されるため、既に連結財務諸表の発行を免除されている場合(会計指令 第23条(10))、連結サステナビリティ報告書を公表する必要はありません(FAQ10)。

譲渡可能証券の集団投資事業(UCITS)およびオルタナティブ投資ファンド(AIF)は、仮にこれらの金融商品が会計指令の適用範囲内であったとしても、サステナビリティ情報の報告は免除されます(会計指令 第1条(4))。しかし、UCITSとAIFを運用する企業は、法的形態の条件(会計指令 第1条(1))と企業規模の要件(会計指令 第19a条および第29a条)を満たせば、サステナビリティ報告義務の適用対象となります(FAQ11、12)。

¹ 会計指令 第1条(3)(b)第2文

上場投資信託(ETF)および不動産投資信託(REIT)は、UCITSまたはAIFとして組成された金融商品であるため、UCITSおよびAIFと同じ免除規定が適用され、サステナビリティ情報の報告も免除されます(FAQ 13)。

年金基金は、会計指令 第1条(4)に定めるサステナビリティ報告義務免除の対象外であり、マネジメントレポートにサステナビリティ報告書を含めなければなりません(FAQ 14)。

EUの規制市場で売買が認められている譲渡可能証券の発行体がマネジメントレポートの中で公表するサステナビリティ報告書は、透明性指令の第2条1項(k)により「規制情報」とみなされます(FAQ 15)。

EU規制市場で取引が認められている譲渡可能証券を発行する中小企業(零細企業を除く)は、2028年1月1日より前に開始する会計年度のサステナビリティ情報の報告義務をオプトアウト(適用免除とすること)ができます(会計指令 第19a条(7))。この場合、中小企業は、マネジメントレポートにサステナビリティ報告を行わなかった理由を簡潔に記載する必要があります。このオプトアウトは、EUの規制市場で取引が認められている譲渡可能証券を発行する中小企業(零細企業を除く)であることを条件に、SNCI、キャプティブ保険・再保険会社にも適用されます(FAQ 16)。

免除規定

会計指令 第29a条に基づき連結レベルでサステナビリティ情報を報告する親会社は、会計指令 第19条(1)に基づく主要業績評価指標(KPI)に関する情報を連結マネジメントレポートで報告する必要はありません(FAQ 17)。

連結サステナビリティ報告書(会計指令 第29a条)を自主的に公表している、EU規制市場での取引が認められている証券を発行する中小企業は、連結サステナビリティ報告書がESRSに準拠して作成されていることを条件に、単体のサステナビリティ報告書(会計指令 第19a条)の公表を免除されます(FAQ18)。

親会社の連結マネジメントレポートにサステナビリティ情報が含まれている子会社は、FAQ19に記載されている一定の条件に従い、免除されます。

EU子会社は、会計指令 第40a条の対象となり、会計指令 第19a条(9) および第29a条(8)に基づく免除制度と相互に関連します：

第三国の最終親会社は、すべての子会社が依拠できるオプションを与るために、自主的にグループ全体のCSRD報告書を公表することができます。ただし、子会社が依拠できるのは、当該報告書が会計指令 第29b条に基づき採用されたESRSを用いて公表される場合に限られます。このことは、2028/2029年以降も、EUの子会社は最終親会社のCSRD報告書が、会計指令 第40b条に基づき採用されたESRSを用いて公表される場合には、依拠できない可能性があることを意味します。その場合、子会社は引き続きCSRD報告書を独自に作成する必要があります(FAQ44、47、48、86)。

バリューチェーン

企業は、バリューチェーン情報を決定するために「合理的な努力」の概念を適用した上で、必要なバリューチェーン情報をすべて入手できない場合は、見積りを使用しなければなりません。合理的な努力を特定するための7つの基準があります：

- ・ バリューチェーンの規模と複雑さに関連した報告企業の規模と資源
- ・ バリューチェーン情報を収集するための技術的な準備状況
- ・ バリューチェーン情報にアクセスし、共有するためのツールの利用可能性
- ・ バリューチェーンにおける関係者の規模と資源
- ・ バリューチェーンにおける関係者の技術的な準備状況
- ・ 影響力と購買力のレベル
- ・ バリューチェーンにおける関係者の「近接性」と影響力のレベル

7つの基準は、それぞれ単独で合理的な努力がなされたと判断するのに十分な場合もあれば、基準を組み合わせて適用することもできます。見積りを用いる場合、企業は、見積りの使用が報告された情報の質に影響を与える可能性があるかどうかを考慮しなければなりません(FAQ 29)。

EUタクソノミー規則第8条に基づく開示

- ・ 会計指令 第19a条または第29a条の適用範囲にある企業は、サステナビリティ報告書にタクソノミー規則第8条の開示を含めなければなりません。これは、会計指令 第19a条(9)および第29a条(8)に基づき、企業がサステナビリティ報告書の作成・公表を免除している場合にも適用されます。ただし、これは、親会社が第三国に設立され、タクソノミー規則第8条の開示が親会社の連結サステナビリティ報告書に含まれない場合にのみ適用されます(FAQ32、34)。
- ・ 2028年まで2年間のサステナビリティ報告のオプトアウトを利用することを決定した、EU規制市場での取引が認められている譲渡可能証券を発行している中小企業は、タクソノミー規則第8条の開示をマネジメントレポートに含める必要はありません(FAQ 33)。
- ・ 会計指令 第40条aに従って報告する第三国企業は、サステナビリティ報告書にタクソノミー規則第8条の開示を含める必要はありません(FAQ 46)。
- ・ 第三国の親会社が、会計指令 第40a条に基づくサステナビリティ報告書の代わりに、ESRSに従って作成された連結サステナビリティ報告書を公表することを選択した場合（すなわち、自主的な連結サステナビリティ報告書）、当該親会社にはタクソノミー規則第8条に基づく報告は要求されません。ただし、EU子会社がサステナビリティ報告書の報告義務(会計指令第19a条および第29a条)から免除されるためには、EU子会社の活動をカバーするタクソノミー規制第8条の開示が、自社のマネジメントレポートまたは親会社の連結サステナビリティ報告書に含まれていなければなりません(FAQ47)。

デジタル化(フォーマットとデジタル・タグ付け)

サステナビリティ報告を含むマネジメントレポートのデジタルフォーマット要件(EUタクソノミー規制を含む)および、適用時期：

- 会計指令 第29d条は、サステナビリティ報告を実施しなければならない企業に対し、ESEF委任規則第3条に規定される電子報告フォーマット(すなわち、 XHTML)でマネジメントレポート(該当する場合は連結レベル)を作成し、ESEF委任規則の改正により規定されるデジタル・タクソノミーに従って、マネジメントレポート内のサステナビリティ報告をマークアップすることを求めています(FAQ36、37)。
- デジタル・タクソノミーの導入まで(導入日は未公表)、対象企業はサステナビリティ報告書をマークアップし、XMLでマネジメントレポートを作成する必要はありません(FAQ 38)。

サステナビリティ報告の保証に関するFAQ

独立した保証業務提供者(IASP)

IASPによる保証の実施を認めていないEU加盟国

- IASPがサステナビリティ報告に関する保証を行うことを認めていないEU加盟国(すなわち、法定監査人のみがサステナビリティ報告に関する保証を行うことを認められている国)：他のEU加盟国内において設立されたIASPは、IASPがサステナビリティ報告に関する保証を実施することを認めていないEU加盟国内において、サステナビリティ報告に関する保証を提供することはできません(FAQ 63)。
- IASPが他のEU加盟国で設立されている場合、IASPが行う業務に対する監督権限：IASPが他のEU加盟国(IASPを受入れる国)内でサステナビリティ報告の保証を実施する場合、受入れEU加盟国が自国の領域でIASPが実施するサステナビリティ報告の保証を監督することを決定しない限り、IASPが設立されている加盟国(IASPの本拠地がある国)がIASPの業務を監督する責任を負わなければなりません(FAQ 64)。
- IASPが企業のサステナビリティ報告書の保証を行うことを認めるEU加盟国：EU加盟国が自国内でのIASPの設立を認めた場合、国内の企業はIASPにサステナビリティ報告書の保証を依頼することが自動的に認められます(FAQ 65)。

守秘義務

サステナビリティ報告書の保証を行う職業専門家に対する守秘義務要件の適用可能性：監査指令 第23条の守秘義務要件は、サステナビリティ報告書の保証を行う職業専門家にも適用されます。EU加盟国が、IASPまたは財務諸表監査人以外の法定監査人にサステナビリティ報告の保証を行うことを認めている場合、これらの保証提供者は、適切に情報交換を行うことができるようになります(FAQ 67)。

会計指令 第19a条および第29a条に基づき作成されたサステナビリティ報告書の保証

会計指令 第19a条および第29a条に基づくサステナビリティ報告書に対する保証業務提供者による結論：保証提供者の結論は、サステナビリティ報告書のESRSへの準拠、および、それらのESRSに従って報告される情報を特定するために企業が実施したプロセス（すなわち、ダブルマテリアリティ評価プロセスおよび電子報告フォーマット要件への準拠等）、EUタクソノミー規則第8条の要件など、会計指令のサステナビリティ報告書への準拠に関する限定的保証契約に基づきます。保証提供者は、サステナビリティ報告書の情報が、ESRSおよびタクソノミー規則第8条に従って（すべての重要な点において）適正表示されているかどうか、ダブルマテリアリティ評価および開示がESRSに準拠しているかどうかを結論付けなければなりません（FAQ 70）。この「適正」という用語は、この表示（すなわち報告書自体）がどのように詳細でなければならないかについて、欧州委員会から詳しいガイダンスがないまま使用されています。

共同監査人のケース、およびマネジメントレポートが財務諸表と整合しているかどうかの意見表明を誰が行うべきか：財務諸表の法定監査を行っている監査人（または監査法人）以外の者がサステナビリティ報告に関する保証意見を表明する場合、財務諸表監査を担当する法定監査人（または監査法人）は、同一会計年度のマネジメントレポートと財務諸表との整合性に関する意見を表明することに変わりはありません（FAQ 72）。

欧州委員会が保証基準を採択するまで、保証提供者が使用する保証基準：EU加盟国は、欧州委員会が同じ主題を取り扱う国際監査基準を採択しない限り、国内の保証基準、手続、要求事項を適用することができます。現在適用可能な保証基準は、国際保証業務基準3000（ISAE 3000）（改訂）です。この保証基準は、2024年第4四半期に国際サステナビリティ保証基準5000（ISSA 5000）に置き換えられる予定です。欧州監査監督機関委員会（CEAOB）は、（2026年10月1日までに欧州委員会が限定的保証基準を採択するまでの）ガイドライン案（*5）を作成しました（FAQ 75）。

「ハイブリッド」保証エンゲージメントの許容（すなわち、サステナビリティ報告の一部について限定的保証を行い、その他の部分について合理的保証を行うこと）：CSRDは、企業が自主的にサステナビリティ報告全体またはその一部について合理的保証に基づく意見を求める 것을決定することを妨げるものではありません。この決定は企業が行うものであり、保証提供者が行うものではありません（FAQ 76）。

ESRSに従って自主的にサステナビリティ情報を報告する企業と、当該情報の保証：企業（すなわち、EUの規制市場で取引が認められている証券を持たない中小企業）が自主的にサステナビリティ事項を報告している場合、その企業は、当該サステナビリティ情報について保証業務を受ける必要はありません（FAQ 77）。

法定監査人がCSRD保証サービスを財務諸表監査クライアントではない企業またはグループに提供する場合の、非監査業務の制限：監査指令 第25c条(1)に基づき、法定監査人（または監査法人）は、公益事業体（PIE）またはそのネットワークの一員である企業のサステナビリティ報告の保証を行う場合、監査規則第5条第1項第2号、(b)、(c)、(e)から(k)に記載された禁止されている非監査業務を提供してはなりません（FAQ 78）。

次のステップ

欧州証券市場庁(ESMA)(*6)は、「欧州サステナビリティ報告基準の初度適用に関するパブリック・ステートメント」(ESMAのガイドラインに関するEYのPoV(*7)も参照ください)において、サステナビリティ報告基準の発行者は、新たな要求事項を実施する際に、欧州委員会からの今後のガイダンスを慎重に検討することが重要であると指摘しています。

欧州委員会は、企業が関連する法規制を導入することを支援するため、必要に応じてこれらのFAQ草案を更新する可能性があります。したがって、企業は、このFAQの変更や、欧州委員会および当局が発表するサステナビリティ規制に関する最新情報を確認することが望されます。

弊法人のコメント

CSRD FAQは、「[中略]企業に明瞭性と確実性を提供し、事務負担を軽減すること」を意図しています。このFAQは包括的であり、適用範囲、企業規模の決定、保証の承認要件など、利害関係者が抱くであろう一般的な疑問に対する回答が記載されています。CSRD FAQにより、これまで解釈の余地があった部分が明瞭になり、確認できるようになることが期待されます。

CSRDを移管した各EU加盟国の国内法(正式な移管状況は[リンク先\(*4\)](#)を参照し、「金メツキ」やその国特有の法規則(現地の言語要件など)を検討する必要があります。

欧州委員会のCSRD FAQは、EFRAGのESRS Q&Aプラットフォーム(**EFRAG ESRSの2024年1月～7月の解説集(*8)**、および導入ガイダンスIG1(*9)、IG2(*10)に含まれるFAQ)と比較して、より広範な範囲を対象としています。EFRAGのリソースは、ESRSに関する詳細な質問に関して考慮されるべきであり、CSRD FAQ、CSRDの法規制(会計指令、監査指令、監査規則、透明性指令、SFDR)、EU加盟国の国内法と組み合わせて使用されるべきです。

脚注:

*1: [Frequently asked questions on the implementation of the EU corporate sustainability reporting rules - European Commission \(europa.eu\)](#)

*2: [Publications Office \(europa.eu\)](#)

*3: [Frequently asked questions on the implementation of the EU corporate sustainability reporting rules \(europa.eu\)](#)

*4: [Directive - 2022/2464 - EN - CSDR Directive - EUR-Lex \(europa.eu\)](#)

*5: [CEAOB non-binding guidelines on limited assurance on sustainability reporting - Draft \(europa.eu\)](#)

*6: [ESMA32-992851010-1597 - ESRS Statement \(europa.eu\)](#)

*7: [ESMA issues Public Statement on first application of ESRS | EY - Global](#)

*8: [Compilation Explanations January - July 2024.pdf \(efrag.org\)](#)

*9: [IG 1 Materiality Assessment_final.pdf \(efrag.org\)](#)

*10: [EFRAG IG 2 Value Chain_final.pdf](#)

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーフームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくはey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーフームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED MMYY

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーフームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp